

まわる市民協働 支援事業の対象経費

項目	助成対象経費
報償費	講師、専門家、出演者等への謝礼
旅費	講師、専門家、出演者等の交通費及び宿泊費
需用費	消耗品費、印刷製本費、食糧費等（食糧費は補助対象事業に不可欠とされるものに限る。）
役務費	通信運搬費、保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具の借上料等
備品購入費	1品当たり3万円を超えないもの。
その他経費	その他、まわる市民協働が必要と認める経費

次に掲げるものは、上記に関わらず対象経費としない。

- ・ 食事及び飲み物のうちアルコール類
- ・ 商品券等の金券の購入代金
- ・ 旅行を目的としたイベント等の旅費
- ・ 土地の取得、造成、補償等に関する経費
- ・ 団体の経常的な運営に関する経費（事務局経費など）
- ・ 領収書等により支払ったことを明確にすることができない経費
- ・ その他事業実施に直接関係のない経費